

複写禁止

産業廃棄物処分業許可証

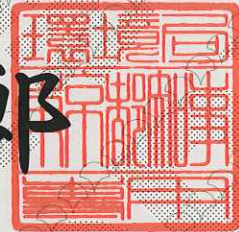
住 所 東京都大田区京浜島二丁目20番4号

氏 名 東港金属株式会社
代表取締役 福田 隆

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

石原慎太郎



許可の年月日 平成21年 9月16日

許可の有効年月日 平成26年 9月15日

1 事業の範囲

(1) 業の区分
中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

ア 破碎 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・
コンクリート・陶磁器くず (以上6種類)

イ 切断 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・
コンクリート・陶磁器くず (以上6種類)

ウ 圧縮梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず
(以上5種類)

2 事業の用に供する施設（詳細は裏面）

施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目20番4号、9号

3 許可の条件

(1) 破碎施設の作業時間は、原則として8時から17時までとする。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 6年 9月16日 新規許可

平成21年 9月16日 更新許可 第3回

5 許可の申請された日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性

6 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



東京都

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目20番4号、9号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	18.8 (t/日)	55.0 (t/日)	平成14年12月16日	産施第251号	平成14年12月16日
	紙くず	37.1 (t/日)				
	木くず	53.9 (t/日)				
	繊維くず	32.3 (t/日)				
	金属くず	20.4 (t/日)				
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	24.2 (t/日)				
破 碎	廃プラスチック類	4.8 (t/日)	20.0 (t/日)	平成5年10月1日	産施第251号	平成14年12月16日
	紙くず	6.4 (t/日)				
	木くず	6.4 (t/日)				
	繊維くず	4.8 (t/日)				
	金属くず	44.8 (t/日)				
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	19.2 (t/日)				
切 断	廃プラスチック類	17.6 (t/日)	22.7 (t/日)	平成18年12月20日		
	紙くず	24.0 (t/日)				
	木くず	24.0 (t/日)				
	繊維くず	17.6 (t/日)				
	金属くず	39.3 (t/日)				
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	7.2 (t/日)				
圧縮梱包	廃プラスチック類	6.69 (t/日)	1.071 (t/日)	平成18年11月13日		
	紙くず	9.98 (t/日)				
	木くず	9.98 (t/日)				
	繊維くず	6.69 (t/日)				
	金属くず	2.009 (t/日)				

※処理能力は、破碎は8時間、切断及び圧縮梱包は24時間の能力を示す。

(以下余白)